大田市告示第105号

大田市IT系人材誘致補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月27日

大田市長 楫 野 弘 和

大田市IT系人材誘致補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 大田市内でのIT系人材の誘致を促進するため、大田市にて開業する島根県外の法人又は個人事業主に対し、予算の範囲内で大田市IT系人材誘致補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。(定義)
- 第2条 この要綱において「情報サービス産業等」とは、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、インターネット広告業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業及びその他市長が特に認める業種をいう。(補助対象者)
- 第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に該当する法人又は個人 事業主とする。ただし、大田市企業立地奨励条例第4条の認定を受けて いる企業を除く。
 - (1) 島根県内に事業所を有さないもの。すでに大田市内にて開業している場合は、開業してから180日を経過していないもの。
 - (2) 情報サービス産業等を営んだ実績があるもの。
 - (3) 3年以上継続して事業を継続する計画があるもの。
 - (4) 開設する事業所の住所が大田市内にあるもの。
 - (5) 事業所開設に伴い大田市へ転入する従業員(事業主含む)がいること。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 1申請あたり30万円

(2) 事業所開設に伴い大田市に転入した従業員(事業主含む。) 1人 につき20万円加算

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、大田市IT系人材誘致補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 大田市における事業計画が分かる書類
 - (2) これまでの事業実績が分かる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったとき、大田市IT系人材誘致補助金審査会にて内容を審査の上、補助金の交付決定をしたときは、その旨を大田市IT系人材誘致補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は申請を中止する場合には、あらかじめ大田市IT系人材誘致補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)に第5条に掲げる書類(内容を変更した書類に限る。)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、適当 と認めるものについては、交付決定の内容を変更することができる。
- 3 市長は前項の規定により交付決定の内容を変更したときは、大田市 I T系人材誘致補助金交付変更決定通知書(様式第4号)により交付決定 者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 交付決定者は、大田市IT系人材誘致補助金実績報告書(様式第 5号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月末日までに、市長に 提出しなければならない。
 - (1) 大田市内にて開業したことが分かる書類
 - (2) 第4条第2号に該当する雇用者の住民票の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金等の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大田市IT系人材誘致補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条に規定する通知があったときは、大田市 I T系人材誘致補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を市長に請 求するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による交付請求があったときは、速やかに 補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し)

- 第12条 市長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 申請時の計画に虚偽があったと認めるとき。
 - (2) 正当な理由によることなく事業を休止したとき。
 - (3) その他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大田市IT 系人材誘致補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によりその旨を交 付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条により補助金の交付の取消しをした場合において 既に補助金を交付していたときは、大田市IT系人材誘致補助金返還命 令書(様式第9号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとす る。

附則

- 1 この告示は、令和4年4月27日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同

日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

大田市長 様

住所又は所在地 団体名 代表者役職・氏名

大田市IT系人材誘致補助金交付申請書

年度大田市 I T系人材誘致補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

関係書類

- 1. 大田市における事業計画が分かる書類
- 2. これまでの事業実績が分かる書類
- 3. その他市長が必要と認める書類

指令第号年月日

様

大田市長

大田市IT系人材誘致補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大田市IT系人材誘致補助金につきましては、次のとおり決定しましたので同補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1. 補助金の名称 大田市 I T 系人材誘致補助金
- 2. 交付決定金額 金 円

大田市長 様

住所又は所在地 団体名 代表者役職・氏名

大田市IT系人材誘致補助金変更·中止承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり変更(中止)したいので、大田市IT系人材誘致補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 変更、中止する内容
- 2. 変更、中止の理由

関係書類(内容を変更したものに限る。)

- (1) 大田市における事業計画が分かる書類
- (2) これまでの事業実績が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

指令第号年月日

様

大田市長

大田市IT系人材誘致補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した大田市IT系人材誘致補助金につきましては、次のとおり変更しましたので同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1. 補助金の名称 大田市 I T 系人材誘致補助金
- 2. 変更後の交付決定金額 金 円

大田市長 様

住所又は所在地 団体名 代表者役職・氏名

大田市IT系人材誘致補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった大田市IT系人材誘致補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1. 補助金交付決定額 金 円
- 2. 補助金実績額 金 円

関係書類

- (1) 大田市内にて開業したことが分かる書類
- (2) 事業所開設に伴い大田市に転入した従業員(事業主含む。)の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

 指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

大田市長

大田市IT系人材誘致補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました大田市 I T 系人材誘致補助金につきましては、次のとおり補助金の額を確定しましたので同補助金交付要綱 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1. 補助金交付決定年月日
- 2. 補助金交付決定番号
- 3. 補助金の名称 大田市 I T 系人材誘致補助金
- 4. 交付決定金額 金 円
- 5. 交付確定金額 金 円

大田市長 様

住所又は所在地 団体名 代表者役職・氏名 ^(印)

大田市IT系人材誘致補助金交付請求書

大田市 I T系人材誘致補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付 決定年月日					年	月	日	補助金交付決 定番号	指令	第	号
補助金の名称				称	大田市IT系人材誘致補助金						
補	助	金	の	額	交付決	:定額					円
					交付確	定額					円
交	付	請	求	額							円

【振込依頼口座】

金融機関名			
支 店 名			
口座の種類	普通	当座	(※どちらかに○をしてください。)
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様

大田市長

大田市IT系人材誘致補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった大田市 I T系人材誘致補助金について、次のとおりその決定の全部(一部)を取り消したので、同補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1. 補 助 金 の 名 称 大田市 I T 系人材誘致補助金

2. 交 付 決 定 日 年 月 日付 第 号

3. 交 付 決 定 額 取消前 金 円

取消後 金 円

- 4. 取 消 の 理 由
- 5. 指 示 事 項 等

9. 返

還

方

法

様

大田市長

大田市IT系人材誘致補助金返還命令書

大田市 I T系人材誘致補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり返還を命ずる。

1.	補具	力 金 (の名	称	大田戸	与Ⅰ T系	《人材》	秀致補助金	
2.	交	付 決	定	日		年	月	日付 第	号
3.	交 付	·決定	通知	額	金			円	
4.	交	付 確	定	額	金			円	
5.	既	交	付	額	金			円	
6.	返 還	すべ	き金	額	金			円	
7.	返	還	期	限		年	月	日まで	
8. 返 還 を 命 ず る 理 由									